

(様式3) 掲示

商観労企第433号
令和8年8月31日

行政手続法第15条による公示

大分県知事 佐藤 樹一郎



下記の組合は、その所在が不分明であって、行政手続法第15条第1項および第2項の規定による解散の命令に係る聴聞の通知（以下「聴聞通知」とする。）を送達することができないため、同条第3項及び第4項の規定に基づき、聴聞通知の内容を県の掲示板への掲示及び電子情報処理組織を利用する方法（県ホームページへの掲載）により公示します。

聴聞通知は、当所属にて保管してありますので来庁の上、これを受領してください。

記

4. 名 称 大分硝子壺事業協同組合

5. 住 所 大分市大字宮崎6番地の1

6. 代 表 者 名 安田 昭一

4. 聴聞の期日及び場所 令和8年9月25日 午後1:30
大分市大手町3丁目1番1号
大分県庁本館7階 相談室1
(大分県商工観光労働部商工観光労働企画課に
お越しください。ご案内をして聴聞を行います。)

5. 所掌する組織の名称 大分県商工観光労働部商工観光労働企画課
及び所掌する組織の場所 大分市大手町3丁目1番1号 (097-506-3218)